

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,690,763	9,276,901	
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,755,097	5,416,914	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	4,040,037	3,931,755	
うち、外部流出予定額(△)	32,941	38,771	
うち、上記以外に該当するものの額(△)	71,430	32,996	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	166,601	173,095	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	166,601	173,095	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
うち、回転出資金の額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,857,364	9,449,997	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	10,564	9,408	2,352
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	10,564	9,408	2,352
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	

(単位：千円、%)

項 目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,564	9,408	
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)	9,846,800	9,440,588	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	56,006,283	52,034,232	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△ 767,232	△ 2,710,218	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものを除く）		2,352	
うち、繰延税金資産		—	
うち、退職給付に係る資産		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 767,232	△ 2,712,570	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除 して得た額	4,806,120	4,824,028	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	60,812,404	56,858,261	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	16.19%	16.60%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスクアセット	29年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,992,467	—	—
我が国の地方公共団体向け	18,278,011	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	600,259	60,025	2,401
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	110,398,458	22,079,691	883,187
法人等向け	385,026	177,717	7,108
中小企業等向け及び個人向け	3,856,378	2,131,096	85,243
抵当権付住宅ローン	10,347,843	3,504,367	140,174
不動産取得等事業向け	4,271,591	4,140,921	165,636
三月以上延滞等	467,748	164,153	6,566
信用保証協会等保証付	9,386,341	923,213	36,928
共済約款貸付	77,803	—	—
出資等	521,342	519,958	20,798
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,402,156	11,005,391	440,215
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	96,831	242,079	9,683
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
証券化	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	—	△2,710,218	△108,408
上記以外	11,322,942	9,795,834	391,833
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	178,405,202	52,034,232	2,081,369
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスク・アセット額の合計額	178,405,202	52,034,232	2,081,369
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
		4,824,028	192,961
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
		56,858,261	2,274,330

(単位：千円)

信用リスクアセット	30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,013,470	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,586,892	—	—
我が国の地方公共団体向け	16,850,992	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	600,259	60,025	2,401
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	121,869,950	24,373,990	974,959
法人等向け	439,272	234,251	9,370
中小企業等向け及び個人向け	4,411,314	2,497,983	99,919
抵当権付住宅ローン	9,250,699	3,130,777	125,231
不動産取得等事業向け	4,169,980	4,044,976	161,799
三月以上延滞等	447,113	140,340	5,613
信用保証協会等保証付	9,492,525	933,141	37,325
共済約款貸付	900	—	—
出資等	464,285	464,285	18,571
（うち出資等のエクスポージャー）	464,285	464,285	18,571
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	14,676,775	20,893,743	835,749
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	4,296,468	10,741,171	429,646
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	88,990	222,477	8,899
証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	—	△767,232	△30,689
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	188,274,430	56,006,283	2,240,251
C V A リスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	188,274,430	56,006,283	2,240,251
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
		4,806,120	192,244
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
		60,812,404	2,432,496

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティングズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり、使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		29年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
国外		—	—	—	—
地域別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
法人	農業	55,100	55,100	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	218,900	218,900	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	200,277	—	200,277	—
	金融・保険業	115,400,874	511,492	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	79,665	74,665	—	—
	日本国政府・地方公共団体	22,270,479	16,974,027	5,296,451	—
	上記以外	516,342	—	—	—
個人		35,119,640	34,714,253	—	450,627
その他		4,543,922	—	—	17,120
業種別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
1年以下		111,142,122	665,860	—	
1年超3年以下		2,221,129	919,518	1,301,611	
3年超5年以下		2,974,687	1,382,288	1,592,398	
5年超7年以下		2,356,081	1,553,282	802,798	
7年超10年以下		9,435,976	8,835,717	600,259	
10年超		40,390,798	38,590,877	1,799,920	
期限の定めのないもの		9,884,406	600,894	—	
残存期間別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	

(単位：千円)

		30年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		188,274,430	50,714,493	6,691,268	447,113
国外		—	—	—	—
地域別残高計		188,274,430	50,714,493	6,691,268	447,113
法人	農業	53,260	53,260	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	220,474	220,474	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	200,292	—	200,292	—
	金融・保険業	126,766,677	511,488	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	94,938	89,938	—	—
	日本国政府・地方公共団体	21,437,884	15,547,167	5,890,716	—
	上記以外	490,569	31,284	—	—
個人		34,579,718	34,260,880	—	431,299
その他		4,430,614	—	—	15,814
業種別残高計		188,274,430	50,714,493	6,691,268	447,113
1年以下		122,788,493	417,190	500,453	
1年超3年以下		1,768,987	867,784	901,202	
3年超5年以下		3,134,963	1,339,450	1,795,513	
5年超7年以下		6,295,916	5,794,172	501,743	
7年超10年以下		5,708,507	4,607,244	1,101,262	
10年超		38,951,333	37,060,242	1,891,091	
期限の定めのないもの		9,626,227	628,408	—	
残存期間別残高計		188,274,430	50,714,493	6,691,268	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	29年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	177,413	173,095	—	177,413	173,095
個別貸倒引当金	371,849	382,258	516	369,948	383,642

(単位：千円)

区 分	30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	173,095	166,601	—	173,095	166,601
個別貸倒引当金	383,642	374,485	—	383,642	374,485

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		29年度					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
国内		371,849	382,258	516	369,948	383,642	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		371,849	382,258	516	369,948	383,642	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	2,951	—	—	1,567	1,384	—
個人		371,849	382,258	516	368,381	382,258	—
業種別計		371,849	382,258	516	369,948	383,642	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

(単位：千円)

区 分		30年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他		
国内		383,642	374,485	—	383,642	374,485	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		383,642	374,485	—	383,642	374,485	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	1,384	—	—	1,384	—	—
個人		382,258	374,485	—	382,258	374,485	—
業種別計		383,642	374,485	—	383,642	374,485	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウエイト
1250%を適用する残高

(単位：千円)

		29年度		
		格付あり	格付なし	合計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	25,239,354	25,239,354
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	9,832,381	9,832,381
	リスク・ウエイト 20%	200,277	110,597,754	110,798,032
	リスク・ウエイト 35%	—	10,012,478	10,012,478
	リスク・ウエイト 50%	—	523,774	523,774
	リスク・ウエイト 75%	—	2,721,055	2,721,055
	リスク・ウエイト 100%	—	15,237,211	15,237,211
	リスク・ウエイト 150%	—	55,770	55,770
	リスク・ウエイト 200%	—	3,890,664	3,890,664
	リスク・ウエイト 250%	—	96,831	96,831
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
合計		200,277	178,207,276	178,407,554

(単位：千円)

		30年度		
		格付あり	格付なし	合計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	24,205,873	24,205,873
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	9,931,667	9,931,667
	リスク・ウエイト 20%	200,292	122,034,918	122,235,210
	リスク・ウエイト 35%	—	8,945,078	8,945,078
	リスク・ウエイト 50%	—	616,568	616,568
	リスク・ウエイト 75%	—	3,160,952	3,160,952
	リスク・ウエイト 100%	—	15,269,734	15,269,734
	リスク・ウエイト 150%	—	35,373	35,373
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	3,873,970	3,873,970
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%		—	—	—
合計		200,292	188,074,137	188,274,430

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるものの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	29年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	46,645	—
中小企業等向け及び個人向け	426,105	320,673
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	7,104	—
三月以上延滞等	—	83
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	199,343	34
合 計	679,199	320,790

区 分	30年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	43,421	—
中小企業等向け及び個人向け	460,312	391,542
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	6,864	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	163,512	—
合 計	674,110	391,542

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式②その他有価証券③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については決算書類の分析を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,412,006	4,412,006	4,249,265	4,249,265
合計	4,412,006	4,412,006	4,249,265	4,249,265

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは「貸借対照表計上額」の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

**④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)**

該当する取引はありません。

**⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)**

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、常勤役員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	864			
2	下方平行シフト	△ 508			
3	スティープ化	1,633			
4	フラット化	△ 529			
5	短期金利上昇	△ 402			
6	短期金利低下	△ 53			
7	最大値	1,633			
		当期末	前期末		
8	自己資本の額	9,846		9,440	